

さいたま市告示第1106号

公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

令和8年3月に策定した「さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業実施方針」に基づき、財政負担の軽減、来庁者等の利便性向上、街区のにぎわい創出などに資することを目的に導入する民間機能について、令和9年1月から予定している事業者公募に向けた公募要項等の策定支援や事業者選定支援、優先交渉権者との契約手続の支援等を行うことを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は19,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(6) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (4) 最優秀提案者の特定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 最優秀提案者の特定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和3年度以降に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む。）と公有地利活用事業における方針策定又は公募・事業者選定支援に係る業務の契約実績を有すること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p131659.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年7月14日（火曜日）まで

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行うこと。

(1) 提出書類

実施要項に定める書類

(2) 提出期間

本招請日から令和8年7月14日（火曜日）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当
電話 048（829）1032

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類

実施要項に定める書類

(2) 受付期間

令和8年6月30日（火曜日）から7月7日（火曜日）午後4時まで

(3) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス city-hall-project@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年7月9日(木曜日)を目途に行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p131659.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要項に定める書類

(2) 提出期間

令和8年7月21日(火曜日)から7月30日(木曜日)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定支援業務事業者選定委員会においてプレゼンテーションを行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

8 その他

(1) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、実施要項による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当

電話 048(829)1032

FAX 048(829)1997